		結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
［略］	［略］	［略］

2　地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	
第十条の二の八第二項第二号	［略］	前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する

		税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
［同上］	［同上］	［同上］

2　地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］	
第十条の二の八第二項第二号	［同上］	前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定す
［同上］	［同上］	［同上］	